

秦野市要保護児童対策地域協議会

代表者会議〔年1回〕（関係機関・団体の代表者会議）

《構成員》

平塚保健福祉事務所秦野センター、平塚児童相談所、秦野警察署、認定NPO法人チャイルドファーストジャパン、秦野市民生委員児童委員協議会、秦野市人権擁護委員会、秦野市医師会、秦野赤十字病院、国立病院機構神奈川病院、東海大学医学部付属病院、JA神奈川県厚生連伊勢原協同病院、秦野伊勢原歯科医師会、秦野市社会福祉協議会、秦野市保育園園長会、秦野市立こども園園長会、秦野市立公立幼稚園・こども園園長会、秦野市立小学校長会、秦野市立中学校長会、市関係部（くらし安心部・福祉部・こども健康部・教育部・消防本部）の代表者

- 要保護児童等対策の推進のための検討
- 協議会の活動状況の把握及び評価
- 関係機関による連携の強化



実務者会議〔年2回〕（関係機関等の課長会議）

《構成員》

平塚保健福祉事務所秦野センター、平塚児童相談所、秦野警察署、市関係課（戸籍住民課・市民相談人権課・地域共生支援センター（地域共生推進課：担当課長）・生活援護課・障害福祉課・国保年金課・子育て総務課・保育こども園課・こども育成課・こども家庭支援課・教育総務課・学校教育課・教育指導課・消防管理課）の課長

- 要保護児童等に対する適切な支援を図るための対応方法の検討
- 要保護児童等対策に関する情報の共有
- 関係機関及び庁内関係各課による連携の強化
- 庁内関係各課の役割の明確化



ケース進行管理会議〔月1回〕（関係機関等の担当者会議）

《構成員》

平塚保健福祉事務所秦野センター、平塚児童相談所、秦野警察署、秦野養護学校、市関係課（市民相談人権課・生活援護課・障害福祉課・子育て総務課・保育こども園課・こども家庭支援課・教育総務課・教育指導課）の担当者、その他必要に応じて事例に関わる関係機関等の担当者

- 要保護児童等に関する情報の共有
- 要保護児童等に関する課題の明確化
- 要保護児童等の援助方針及び関係機関による役割分担の検討



個別ケース検討会議〔随時〕

《構成員》

事例に関わっている（今後関わる可能性のある）関係機関等の担当者

- 個別ケースを支援するチームの編成
- 個別ケースに関する情報の共有
- 個別ケースに関する課題の明確化
- 個別ケースの援助方針及び関係機関による役割分担の検討



緊急受理会議〔通告時〕

《構成員》

こども家庭支援課、その他必要に応じて事例に関わる関係機関等の担当者

こども家庭支援課こども若者相談担当

通告

本人、家族・親戚、近隣住民・知人、民生委員・児童委員、保育所、幼稚園、こども園、学校、医療機関、警察、その他の関係機関・団体など

要保護児童対策地域協議会について

1 設置根拠

- ◇ 児童福祉法 第25条の2
- ◇ 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない。

2 協議対象

- ◇ 児童福祉法 第25条の2第2項
- ◇ 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 構成員の守秘義務

- ◇ 児童福祉法 第25条の5
- ◇ 次の各号（①国又は地方公共団体の機関、②法人等、③前2号に掲げる者以外の者）に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

要保護児童・要支援児童・特定妊婦とは

要保護児童

- ・保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。

身体的虐待

子どもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

- ▶ 打撲傷、あざなど外見的に明らかな障害を生じさせること。
- ▶ 殴る、蹴る、激しく揺さぶるなど。

性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、または子どもにわいせつな行為をさせること。

- ▶ 性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆など。
- ▶ 性器や性交を見せることなど。

ネグレクト

子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。

- ▶ 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。（例えば、乳幼児を家に残したまま度々外出する、重大な病気になっても病院に連れて行かないなど。）
- ▶ 食事・衣服・住居など極端に不適切で、健康状態を損なう程の無関心・怠慢など。（例えば、適切な食事を与えない、極端に不潔な環境の中で生活させるなど。）
- ▶ 保護者以外の同居人による子ども虐待と同様の行為に保護者が適切に対応しないこと。

心理的虐待

子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- ▶ 言葉による脅かし、強迫をすること。
- ▶ 子どもを無視したり、拒否的な態度を示すこと。
- ▶ 子どもの目の前でDVを行うこと。

要支援児童

- ・保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童。

特定妊婦

- ・出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。